
* * * * *
* * * * *
* 令和 8 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 8 年第 1 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 6 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者所有の小型乗用自動車が走行中、道路欠損部に落ち、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を 12 万 4,317 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 100 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 100 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 7 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が走行中、道路欠損部に落ち、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を 7 万 6,696 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 6 号と同じ。

